

総会議事録

令和4年1月

令和4年1月13日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和4年1月13日(木)
開 会 午前9時33分、閉 会 午前10時06分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、松本 聡、吉田 雅典
吉田 進、細井 康、石田 弘司

12名

欠席 山田 正明、小山 有美恵

2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、糸井 久和、和田 隆
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝、荻野 雅章

9名

欠席 平野 信也

1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日程第3 | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について |
| 日程第4 | 議案第3号 非農地証明交付申請の承認について |
| 日程第5 | 議案第4号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について |

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和4年1月定例総会を開会いたします。

遅くなりましたが座ったままになりますが、改めまして、皆さま新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。早いもので現体制ができあがってからはほぼ半分が経過しまして、折り返しに入ることになりました。ここまで委員の皆様の御協力によりまして、無事に委員会活動の運営ができました。感謝を申し上げますとともにまた残り半分、引き続き御協力をよろしく願います。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日の出席者は24名中21名です。欠席は山田委員、小山委員、平野委員の3名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。松本委員、吉田雅典委員をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。新年になりましたして最初の案件ということになりまして、議案第1号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。

土地の所在につきましては大字日置※※番ほか3筆、登記地目は畑が1筆と田が3筆、面積は合計※※㎡となっております。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。

具体の場所につきましては、4頁に地図を添付しております。地図上で中央斜めに国道が走っておりまして、※※に4か所点在しております。資料により御確認をお願いします。

次の5頁をお願いします。現地の写真を添付しております。最初に上から※※番、※※番、※※番、※※番の写真となっております。いずれの農地も以前から譲受人の※※様が耕作に係っておられまして適正に管理されております。

次に、6頁に許可申請に係る調査書を添付しております。初めに調査書の最初にあります第2項第1号です。所有する農地を適正に管理できるかという点につきましては、譲受人は農作業の従事状況等から申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれております。第2項第5号の下限面積30aにつ

きましては、譲受人の経営農地は※※aですが、所得予定の申請農地※※aを含めると※※aとなり、基準を超えることとなっております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、譲受人は以前から申請農地で管理に関わっておられるため、今後も状況を維持したまま経営農地の営農を計画されていることから周辺農地に特段影響を及ぼすことはないものと考えられました。去る1月11日、吉田進委員及び瀬戸推進委員に現地立会いをお世話になり、取水・排水路などの状況について確認を行っております。

議案第1号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当の吉田進委員から補足説明をお願いします。

〔吉田進委員〕 事務局から説明がありましたとおり、管理をしていただけるだろうということで、問題ないと判断しました。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第1号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので、異議なしと認め議案第1号については許可してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは、議案第1号については許可といたします。日程3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の7頁を御覧ください。議案第2号になります。「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。

土地の所在につきましては大字日置※※番の登記地目は田、面積は※※㎡となっております。譲渡人は先ほどの議案第1号の所有権移転で申請のあった譲受人

と同じ※※様です。譲受人につきましても、こちらも第1号議案と同じ※※様です。転用の目的は住宅用地とするためです。備考欄に始末書の提出ありとなっております。これは本日お配りしております始末書でございます。後ほど説明をいたしますが、既に住宅が建築されているなど事後に発覚してからの申請となっております。

具体的場所につきましては、8頁を御覧ください。先ほどの議案第1号と同じアングルの地図となっております。位置的には※※となっております。

次の9頁に現地写真を添付しております。写真のとおり既に譲受人の※※様お住まいの住宅が建築されております。平成17年に建築されたそうです。この住宅につきましては※※様が平成16年にこの土地を含めた周辺農地を購入されましたが、住宅建築用に※※番と※※番に分筆しまして、※※番、今回の申請の土地の隣になりますが、そちらの方を転用しまして住宅を新築されたつもりでしたが、後になりまして建物の一部が隣の※※番、今回申請の農地になりますが、これに越境していることが判明しました。これは違法転用の状態であることが発覚したこととなっております。よって始末書の提出と合わせ、事後になりますが、今回の転用申請となっております。上の写真で※※番と※※番がありますけれども、※※番は先ほどの議案第1号の3条申請で御説明した農地で、半年前まではこの※※番と※※番は1筆の※※番という一つの農地でした。この違法転用が発覚しまして、これを是正するために分筆しまして※※番は農地のまま3条の所有権移転、この※※番は5条申請によって宅地へ転用し所有権を移転する形となっております。なお、この土地の分筆は購入当時の平成16年に1回と最近の令和2年に2回行われております。次に2番目の写真で、コンクリート舗装がありますが、こちらの方は通路兼屋外農作業用スペースであります。また奥の建物のシャッターの奥ですけれども、この中が農機具倉庫兼屋内作業スペースとなっております。いずれも農作業を目的として施工されたようです。

次の10頁に本案件に係る意見書を添付しております。左上になりますが、農地の区分ですが、申請地は都市計画区域に指定されており第1住宅区域に該当しております。従いまして第3種農地となり転用可能な農地となっております。2番の資力及び信用や工事の計画などにつきましては、既に住宅が建築され支払等も完了しており10年以上の年数が経過しております。現在のところ特に問題もないことから証明書などの提出は求めておりません。

議案第2号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、再び吉田進委員に補足説明をお願いします。

〔吉田進委員〕 この建物を※※さんが建てられる以前から建物が建っておりまして、その時からもう違法だったのかというのは分からんですけど、まあ、建物が建った状態で買われて、それを解体して新たに建てなったということなんで、色々昔の経緯を話すと私も分からんところがありますが、まあ、以上のようなことで今の現状に至っております。特段問題はないと考えております。

〔関野会長〕 ありがとうございます。これより議案第2号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

〔関野会長〕 ないようでしたら異議なしと認め、議案第2号につきましては許可相当の意見を付し京都府へ進達してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第2号については許可相当の意見を付し京都府へ進達します。次に日程4、議案第3号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。お手元にあります添付資料にありますように、議案第3号の当事者であります溝口委員はここで一旦退席をいただきますようよろしくお願いします。

(委員の退席)

〔関野会長〕 それでは、事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の11頁を御覧ください。議案第3号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。5件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字上司※※番、登記地目は田、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成22年12月2日から耕作していないということです。

2番です。土地の所在につきましては大字文珠※※番、登記地目は畑、面積は合計※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和30年4月1日頃から耕作していないということです。

3番です。土地の所在につきましては大字由良※※番ほか、裏面の12頁にかけまして13筆、登記地目はいずれも田が6筆、畑が8筆、面積は合計※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和50年頃から耕作していないということです。

次の13頁になります。4番です。土地の所在につきましては大字松尾※※番ほか15頁までの33筆、登記地目は田が15筆、畑が19筆、面積は合計※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和46年頃から耕作していないということです。

次の16頁になります。5番です。土地の所在につきましては大字松尾※※番ほか18頁にかけまして31筆、登記地目は田が19筆、畑が12筆、面積は合計※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和40年頃から耕作していないということです。

具体の場所につきましては19頁から地図を添付しております。上から1番が上司の案件となっております。※※が表示されておりますが、※※の中の1筆となっております。

次に下が2番の文珠の案件となっております。地図に誤りがございまして本日お配りした地図と差し替えをお願いいたします、お手数をおかけいたします。※※の近所となっております。

次に20頁ですが上が3番の由良の案件になります。地図にありますとおり※※を中心に点在しております。このうち左端の※※番と※※番の2筆につきましてはかなりの山奥となっております。

その下が4番の松尾になります。こちらにつきましても、地図にありますとおり松尾地区全体に点在しております。

次に21頁をお願いいたします。5番です。先ほどの4番とほぼ同じ松尾の地図になります。こちらは上側に東の地区と下側に上世屋地区が加わった図となっております。こちらにつきましても、地図にありますとおり松尾地区全体に点在しております。資料により御確認をお願いいたします。

次に22頁から28頁に現地の写真を添付しております。最初に22頁の上2枚が上司の案件の農地となっております。上が全体の写真、中ほどが近くから撮った写真となっております。申請地は周囲を含め以前は一団の農地となっておりますが、ごく一部を残しほぼ全てが耕作放棄され最近ではススキが群生している状態であります。

その下が2番、文珠の写真となっております。まず写真に誤りがありまして、訂正をお願いしたのですが、本日訂正用にお配りした19頁の地図と見比べていただきたいのですが、写真の赤い点線が変則的なひょうたん型となっておりますが、この手前のひし形の部分が申請農地でありまして、その先は申請地に含

まれないこととなっております。訂正をお願いいたします。写真に戻りますけれども、府道沿いの以前釣り具屋をしていた、現在は廃業しておられ住宅となっておりますが、この周囲が湿地帯となっております。ガマ、ススキが群生しております。この写真では上手く写っておりませんが、申請地は道路よりも一段低い沼地となっております、そこからススキ、ガマが道路の高さまで伸びているという状態になっておりました。

次の 23 頁をお願いします。この頁の 8 枚が 3 番の由良の案件となっております。1 枚目の**番ですが、倉庫が写っておりこの敷地が申請地となっております。建物につきましては申請者が亡くなられた先代さんが 40 年以上前に建てられたということで始末書等の提出は求めておりません。他の 2 枚目以降につきましては、耕作を永年放棄されまして背高泡立ち草が群生するなど既に原野化が進み、あるいは山林原野となっております。写真により御確認をお願いします。

次の 24 頁をお願いします。4 番の松尾の写真になります。次の頁と 2 枚になります。このうち 24 頁の右上と 25 頁の右上の 2 枚につきましては、これ以上進むのは危険であるということで山に入っていけない状態にありまして、遠くから全景を写す形となっております。いずれの場所も荒廃が進み山林原野化しておりました。

次の 26 頁をお願いします。最後の 5 番の松尾ほかになります、28 頁までの 3 頁になります。このうち 26 頁の左下、35 番で**が写っている写真がありますが、この写っております**が申請農地ということになっております。5 番の案件につきましても、先ほどの 4 番の案件と同様に近付けないところは手前で全景を写しております。いずれの場所にしましても荒廃が進みススキ、熊笹、背高泡立ち草が群生しております。山林原野化が進んでいる状態でありました。

議案第 3 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番は宮崎健治委員、2 番は松本委員、3 番は山田委員ですが、平野委員とともに欠席をしておりますため事務局から説明をお願いします。4 番、5 番は小山委員ですが、欠席ですので事務局よりお願いします。それでは 1 番の宮崎健治委員からよろしくお願いします。

〔宮崎委員〕 1 番の上司の案件につきましては、去る 12 月 24 日、事務局の職員 2 名及び宮前推進委員と現地確認を行いました。場所は資料 19 頁にもありますとおり上司地区にあり以前は付近一帯が一団の大きな農地でありましたが現在はこの農地を含めほとんど耕作されておられません。現況につきましては資料 22 頁

の写真のとおり耕作放棄地となっていることからススキが群生し原野化が進んでいる状態で、これから農地として使用することは困難であると思いました。よって非農地であると判断いたしました。

〔関野会長〕 続きまして、2番の説明を松本委員にお願いします。

〔松本委員〕 昨日の1月12日ですけど事務局及び糸井推進委員の同行で2番の文珠の案件について現地確認を行いました。場所は資料の19頁のとおり文珠の※※付近で、事務局の説明にもありましたがこの辺は湿地、場所によっては沼地になっておりまして、ずいぶん前から耕作はされておらずガマ、ススキが群生している状態でした。ここを農地として使用することは大変困難であると思いましたので、非農地と判断いたしました。

〔関野会長〕 続きまして、由良の3番の説明を事務局からお願いします。

〔内藤主任〕 山田委員、平野推進委員が本日御欠席ということで、欠席の報告の折りに伝言を預かっておりますので報告させていただきます。

昨年12月24日、山田委員、平野推進委員、事務局の4名で3番の由良の案件について現地確認をいたしました。現地を確認した結果、どの農地も山林原野化又は原野化が進み農地性はないと判断し、非農地と判断いたしましたということです。

〔関野会長〕 続きまして、松尾の案件ですが小山委員が欠席ですので事務局からお願いします。

〔内藤主任〕 失礼します。こちらにつきましても、小山委員から欠席の報告の折りにメールで伝言をいただいておりますので報告させていただきます。

去る1月11日、事務局及び溝口推進委員、小山委員で現地確認を行っております。4番と5番につきまして、ほとんど同じ場所でしたので、同時に並行して確認して参りましたので併せて報告いたします。積雪で全ての農地は見れない所もありましたけれども、なるべく見える場所まで行きましてそこから地図と写真で確認しております。小山委員の生活圏内ですので以前からこの辺の農地とか山のことはよく御存じだということでありましたので、積雪はありましたが大体状況は分かるということでした。対象農地につきましては、永年耕作されておらず原野化が進んでおりました。ここで耕作を行うことは極めて困難であると思しますので、4番、5番とも非農地であると判断しましたというふうに報告を受けて

おります。以上です。

〔関野会長〕 ありがとうございます。それでは、これより議案第3号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

〔宮前委員〕 26頁の写真のところ、下から2段目、左手のところに※※番とありますけれども、これは※※番の間違いですね。

〔内藤主任〕 すみません。御指摘のとおり、※※番の間違いでございます。訂正をお願いします。

〔関野会長〕 ※※番を消します。

〔内藤主任〕 はい。

〔関野会長〕 他にございますか。特にないようでしたら議案第3号につきましては承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第3号については承認いたします。一時退席いただきました溝口委員には再入室していただくようお願いします。

(委員の再入室)

〔関野会長〕 それでは次に、日程第5、議案第4号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 29頁をお願いします。議案第4号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」になります。貸手と借手が直接利用権設定を行う貸借でございます。1件でございます。

所在は由良の農地となっております。以前から借手の※※様が耕作されており、最近になって利用権設定が必要ということを知られ届出をされたということですので。貸借期間につきましては5年で届出をされておりますが、契約の終わる期日を他の契約と統一しまして4月14日としている関係で貸借期間が4年3か月となっております。公告日につきましては、令和4年1月11日となっております。

資料により御確認ください。

議案第4号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしく
お願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第4号につきまして質疑に入ります。御意見、御質問の
ある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第4号につきましては決
定することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第4号については決定といたします。以上で議事日程
は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報
告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局まで
お願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚司

委 員 松本 聡

委 員 吉田 雅典

記 録 者 小西 正樹